

# 嶺南広域行政組合幹事会の設置及び運営に関する規程

平成 9 年 7 月 1 日  
訓 令 第 2 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日訓令第 1 号

## (設置)

第 1 条 嶺南広域行政組合管理者会を補佐するため、嶺南広域行政組合に嶺南広域行政組合幹事会を設置する。

## (組織)

第 2 条 幹事会は、敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、おおい町及び高浜町の企画担当課長並びに嶺南広域行政組合事務局長（以下、「幹事」という。）をもってこれを組織する。

## (招集)

第 3 条 幹事会は、管理者が招集する。

2 幹事 2 人以上の者から幹事会の招集の請求があったときは、管理者は、これを招集しなければならない。

3 幹事会の招集は、管理者が、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ幹事に対し通知することにより行う。

## (代理出席)

第 4 条 幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、当該幹事の属する市町の職員を代理人として出席させることができる。

2 幹事又は代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を管理者に届出なければならない。

## (会議)

第 5 条 幹事会は、幹事の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。この場合、前条第 1 項の規定に基づいて代理出席があった場合は、出席したものとみなす。

2 嶺南広域行政組合事務局長は、会議の議長となる。

## (関係者の出席)

第 6 条 幹事会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (異動等の報告)

第 7 条 関係市町長は、当該市町の幹事が異動等により変更があった場合は、後任者の職氏名および異動年月日を直ちに管理者に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。